

第12節 良好な自然環境の保全と創造

事業名	事業費	事業内容
見沼グリーンプロジェクトの推進	1,057	見沼田圃を良好な自然環境の保全や創造のシンボルとして位置付け、農業生産の場として維持するとともに、市民が自然と触れ合う場の創造を図るため、見沼田圃の土地利用構想の検討及び斜面林の買取りや公園等のプロジェクト対象事業の検討・整備を行います。
緑のネットワーク整備事業の推進	1,712	旧市域との間をつなぐ河川敷や街路に沿って植樹を行い、水と一体となったみどりのネットワークを創り出し、もって新市の地理的一体感、旧市域市民間の交流促進を図ります。
フラワーロード整備事業の推進	86	2002年ワールドカップサッカー大会の会場となる埼玉スタジアム2002周囲のアクセス道路等をはじめ、人々に潤いを与えることのできる花と緑を配置したフラワーロードを整備します。
氷川緑道の整備	1,222	都心に残された貴重な緑の軸を保存し、大宮駅東口周辺とさいたま新都心を結ぶ都市の軸として、新市のシンボルにふさわしい形で整備を図ります。
サクラソウの保全及び国際サクラソウ研究センターの整備	22	特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地の保全と、園芸用サクラソウの普及を図るため、サクラソウに関するあらゆる研究、情報の収集を行うためのセンターの整備を検討するとともに、大宮市で特別天然記念物であった「錦乃原桜草」を当時のように復活させ、かつ市民の憩いの場となる公園づくりを進めます。
クマガイソウの里緑地保全地区の整備	3	クマガイソウの自生地をボランティアや地元関係者等で保全し、併せて増殖の研究を行います。
環境情報センターの整備	4	環境に関する学習情報センターと試験研究施設を一体にした環境総合施設の整備について検討を進めます。
ピオト - プ創造事業の推進	29	自然直接体験を通じて、自然を守る大切さを実感させるとともに自然を総合的に見る目や判断力を育むことを目的として、小中学校などにピオトープの整備を進めます。
計	4,135	
総合計	378,895	

「3市議会において 廃置分合に関する4議案を議決」

9月25日、浦和市議会、大宮市議会、与野市議会のそれぞれの市議会において、3市合併に関する次の4つの議案が賛成多数で議決されました。

平成13年5月1日から3市を廃し、その区域をもって「さいたま市」を設置することを埼玉県知事に申請する。

3市の財産は、すべて「さいたま市」に帰属させる。

3市の議会の議員は、合併後2年間引き続き「さいたま市」の議会の議員として在任する。

3市の農業委員会の選挙による委員は、合併後1年間引き続き「さいたま市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。



「埼玉県知事へ廃置分合申請書を提出」

10月10日、3市長から埼玉県知事へ廃置分合の申請が行われました。

これにより、今後は、県議会の議決、知事決定、自治大臣の官報への告示の後、平成13年5月1日に「さいたま市」が誕生することとなります。

浦和市・大宮市・与野市合併協議会ホームページアドレス <http://www.3shigappei.com>

URAWA OMIYA YONO

彩の国の都づくり

【広報】
2000.11.1
vol.2

浦和市・大宮市・与野市 合併協議会だより



浦和市・大宮市・
与野市合併協定調
印式を開催

P2

浦和市・大宮市・
与野市合併協定書
全文

P4

第3回合併協議会

P8

第4回合併協議会

P13

第5回合併協議会

P13

第6回合併協議会

P13

新市建設計画
《新市の施策》

P14

浦和市・大宮市・与野市合併協定調印式を開催

去る9月5日の第6回合併協議会終了後、3市の市議会議員や市民を前に3市による合併協定調印式が開催されました。

調印式では、はじめに、浦和市助役から「合併協議の経過」が、そして、大宮市助役から「合併協定書の説明」が行なわれ、次いで、浦和市長、大宮市長、与野市長による合併協定の調印や、立会人として土屋埼玉県知事や石原合併協議会会長、3市議会議員・議員らによる署名・押印が行われました。

また、土屋埼玉県知事から合併協定調印を祝う祝辞が、そして、3市長、合併協議会会長からは、これまでの合併協議を振り返ってのあいさつが行なわれ、最後に、与野市助役の閉会の言葉により調印式を終了しました。



土屋埼玉県知事

浦和市・大宮市・与野市合併協定調印式がかくも厳粛に執り行われましたことに對しまして心からお喜びを申し上げます。私は、かねがね、「これからの主役は市町村であり、市町村が豊かにならなければ国も県も栄えない。」と申し上げてまいりました。こうした中で、市民生活のさらなる向上を目指し3市が合併されますことは、まさに時宜にかなったこと

でございます。地方分権の推進に率先して取り組んでまいりました私にとりまして、21世紀へ向けて大いに飛躍が期待される100万都市が本県にも誕生しますことは大変心強い限りでございます。本日の調印式に至るまでには、いろいろ苦勞もあつたと伺っておりますが、今後は、3市が心を一つにして新市の建設に邁進することによりまして、埼玉の都づくり、関東の都づくりを進めていただきたいと思います。私といたしまして、新市の建設が円滑に進められますよう、できる限りの支援を行ってまいり所存でございます。来年5月1日に誕生いたします新市のご発展を心からご祈念申し上げます。私のお祝いの言葉といたします。



石原合併協議会会長

私は、昭和63年、当時の竹下内閣の時に中央省庁の機関を地方に移転するという作業を担当いたしました。10省庁17機関、現在では18機関ですが、このブロック機関をすべて大宮操車場跡地に移転するという決定をした時から、この地域が是非とも一体となり立派なまちになって欲しいという願いを持っていました。それが、今日の合併調印式により、ようやく現実のものになったという実感を持ち、本当に感無量の思いです。

平成9年11月20日、3市の市長さん、議長さんにはじめてお会いした時に、皆さんから新たな100万都市の建設に向けた固い決意を拝聴し、私は任意の合併協議会の会長を引き受けさせていただいたところです。

合併協議に入りましてからは、今日まで必ずしも審議が一直線であって来ただけではありません。それぞれ歴史も環境も違つ

3つの市が一緒になろうということですから、その過程で多くの議論が出てくることは当然であります。個別の問題については、3市の市長さん、市議会議員さん、いろいろご意見はございました。しかしながら、この地域に埼玉県のみならず関東の中心となる理想の都市をつくるという、そういう目標を皆さんが心の底に持つておられましたので、多少の紆余曲折はありましようとも、最終的には合併合意に達していただけるものと信じておりました。

3市合併による新たなまちづくりにつきましては、これから、なお多くの課題が残されております。しかしながら、これまで示された皆様方の大変なご努力、ご熱意、そして協力の姿勢があれば、これからの新しいまちづくりは必ず所期の目的のとおり達成できるものと考えております。

皆様方におかれましては、引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

相川浦和市長

このたびの合併は、平成6年5月の政令指定都市問題等3市議員連絡協議会の設置に端を発した合併協議が行われて以来、実に約6年4カ月もの歳月を経て、ここに合併の調印という歴史的な瞬間を迎えたわけで、たいへん感慨深いものがございます。

この間、幾多の課題もありましたが、互いに信頼と互譲の精神を持ちつつ、さらには21世紀を見据えた大乗の立場に立って多くの問題を乗り越えてまいりました。

現在、地方分権が叫ばれ、自治体の自主性、自立性が求められる中、3市が合併し、政令指定都市を目指し、全国に誇れる新たな都市を創造していくことは、まさに時代の要請であり、新たに生まれる「さいたま市」が関東の中枢都市として、また文字どおり、埼玉県の県都として大いに発展することが期待をされているわけであります。

本日、合併協定書の調印が完了しましたことに対しまして、土屋知事さん、石原会長さん、そして県関係者の皆様、市議会議員の皆様にお礼を申し上げますとともに、新市誕生まで幾つかの課題があるかと思いますが、引き続き皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

新藤大宮市長

本日、無事に合併調印式を終了させていただきましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。

この度の合併は、和をもって貴しとなすという心の中で、21世紀の関東の都づくり、さらには自立都市の構築に向けて、お互いに互譲の中で本日の調印式を迎えたところであり、誠に感無量なものがあるわけでございます。これもひとえに任意の合併協議会、法定の合併協議会の中で熱心なご協議を賜った委員の皆様方に加えまして、特段なるご配慮とご指導を賜りました議員の皆様方、そして土屋知事さんをはじめ、石原会長さん、関係の方々と多くの市民の方々のご支援とご指導の賜物と思っているわけでございます。

今日を契機といたしまして、3市の合併問題も、今後3市議会の中でご議決を賜り、さらには県への合併申請、県議会でのご議決など、次へのステップとして移るわけでございます。皆様方におかれましては、今後ともさらなるご指導とご鞭撻を伏して賜りますようお願い申し上げます御礼のご挨拶といたします。

井原与野市長

今日、合併調印式を迎え誠に感無量でございます。

これも、ひとえに土屋知事さん、そして会長にご就任いただきました石原さんのおかげであります。特に、石原会長さんには、大変ご迷惑をおかけしたところであり、けんけんがくがくの論議もございました。しかし、ようやく今日、調印式を迎えられたということは、3市の議会議員さん方の良識をもって今日に至り、そしてまた職員の方々の努力によって今日を迎えられたものと思っております。

私にとりましては、亡くなられた阪議員さん、そして岡田議員さんにご報告を申し上げたいと思います。またさらには、60年前に、私の父親が一生懸命この「さいたま市」をつくろうと努力をした、その事柄に対しても、私は墓石に報告申し上げたいと思っております。

今日の日ができたということは、私にとっては本当にありがたく、そしてさらに、今後とも3市の市民の方々がこの地に住んで良かったと言われるような、立派な都市を築き上げていくように努力していきたいと思っております。



協定書を手に握手する3市長

3市長、知事、協議会会長による調印



浦和市・大宮市・与野市 合併協定書 全文



1 合併の方式

浦和市、大宮市及び与野市を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成13年5月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、さいたま市とする。

4 新市の事務所の位置

(1)新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。

また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。

(2)将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、

将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。

(3)将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。

また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。

5 財産の取扱い

3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

3市の市議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

(1)個人市民税については、現行のとおりとする。

ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。

(2)法人市民税については、現行のとおりとする。

(3)固定資産税については、現行のとおりとする。

ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。

(4)軽自動車税については、現行のとおりとする。

(5)市たばこ税については、現行のとおりとする。

(6)特別土地保有税については、現行のとおりとする。

(7)事業所税については、現行のとおりとする。

ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。

(8)都市計画税については、現行のとおりとする。

ただし、納期については、固定資産税と同様とする。

(9)減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1)一般職の職員は、すべて新市の

職員として引き継ぐものとする。

(2)任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

10 特別職の身分の取扱い

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

11 条例・規則の取扱い

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

12 組織・機構の取扱い

新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

(1)市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構

(2)簡素で効率的な組織・機構

(3)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

(4)指揮命令系統が明確な組織・機構

(5)地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構

(6)新たな行政課題を見据えた組織・機構

13 一部事務組合等の取扱い

(1)一部事務組合等の取扱い

埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたまづくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。
埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

埼玉県浦和町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。

(2)公社・事業団等の取扱い

3市に設置されている公社・事業団等については、次のとおりとする。

ア 3市の土地開発公社、社会福祉法人社会福祉協議会、社会団法人シルバー人材センターは、それぞれ合併時に再編する。

イ 浦和市と大宮市の社会福祉法人社会福祉事業団、財団法人土地地区画整理協会は、それぞれ合併時に再編する。

ウ 財団法人浦和市公園緑地協会、財団法人大宮市都市整備公社は、それぞれ合併時に再編する。

エ 財団法人浦和市文化振興事業団と財団法人大宮市公立施設管理公社、財団法人与野市

ふるさと振興機構は、合併後速やかに再編する。

オ 浦和市、大宮市の財団法人学校給食協会と与野市学校給食会は、合併後速やかに再編する。

カ 3市の観光協会については、合併後速やかに再編するよう調整する。

キ その他の公社・事業団等については、合併後も現行のとおりとする。

(3)第三セクターの取扱い
第三セクターについては、現行のとおりとする。

(4)その他協議会等の取扱い
その他協議会等については、合併後、新市において再び加入する(現行のとおりとする)。

ただし、同種の協議会等で国又は県の管轄地域の違いに関係するものについては、管轄の見直し後速やかに調整する。

14 使用料・手数料の取扱い

(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

(2)手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

のとする。

15 公共的団体の取扱い

共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。
その他の公共的団体については、現行のとおりとする(新市において再び加入する)。

16 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。
なお、補助金については以下のとおりとする。

(1)3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

(2)各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
(3)整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

17 町・字名の取扱い

町・字名は原則として現行のとおりとする。

おりとする。

ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

18 慣行の取扱い

(1)市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。

(2)市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。

(3)都市間交流については、新市において継続する。

(4)名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

19 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。

20 消防業務の取扱い

(1)消防団の取扱い
消防団については、当面、現行のとおりとする。

ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。

(2)常備消防の取扱い

消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。

ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに、新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、消防計画については、合併後速やかに策定する。

21 各種事務事業の取扱い

(1)情報公開事業の取扱い
情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。
市長の資産等の公開については新市において引き続き行う。

(2)女性政策事業の取扱い

女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。

女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター(仮称)計画との調整を図り進めるものとする。

(3)広報広聴事業の取扱い

広報広聴事業については、以下のとおりとする。
ア 広報紙等の広報事業につい

ては、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

(4)防災事業の取扱い

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

(5)市民窓口業務の取扱い

市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。

(6)文化振興事業の取扱い

文化振興事業について、同一又は類似する事業は統合・再編するものとする。地域の特色ある文化事業については現行のとおりとする。

(7)コミュニティ施策の取扱い

コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため新市において引き続き推進するものとする。

(8)ごみ処理事業の取扱い

ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。

(9)環境対策事業の取扱い

環境対策事業については、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。公害監視業務については、新市において引き続き実施するものとする。

(10)交通対策事業の取扱い

交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。

(11)社会福祉事業の取扱い

社会福祉事業については、地域に格差が生じないように統合又は再編し、充実に努めるものとする。

(12)障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。

(13)高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。

(14)児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。

(15)保健・医療事業の取扱い

公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後速やかに再編する。

(16)介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併までに一体的な確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。

(17)保健所開設事業の取扱い

保健所開設事業については、新市において速やかに保健所を開設するとともに、それを視野に入れた保健施設整備計画を策定するものとする。

(18)農業振興事業の取扱い

農業振興事業については、同一又は類似する事業を統合又は再編するものとする。基盤整備事業及び農業団体の育成事業については継続するものとする。

(19)商工・観光事業の取扱い

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

(20)勤労者・消費者関連事業の取扱い

勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。

(21)都市計画事業の取扱い

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。各種計画は、合併後速やかに策定する。

(22)道路事業の取扱い

道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。

(23)河川事業の取扱い

河川事業については、新市において引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。

(24)住宅事業の取扱い

住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

(25)下水道事業の取扱い

下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。

(26)学校教育事業の取扱い

学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。

(27)社会教育事業の取扱い

社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。

(28)その他事務事業の取扱い

その他事務事業については、

以下のとおりとする。

ア 独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整するものとする。

イ 同一又は類似する事務事業については、市民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めるものとする。

22 諮問機関の取扱い

諮問機関については、原則として再編するものとする。

なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。

23 埼玉県南水道企業団の取扱い

(1) 一般職の職員の身分の取扱い。

埼玉県南水道企業団の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。引き継いだ職員の身分の取扱いについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び新市の規程等により取り扱うべく、合併時までに調整するものとする。

(2) 事務事業の取扱い

埼玉県南水道企業団の行っていた事業を新市が行う際に必要な事項については、地方自治法

(昭和22年法律第67号)、地方公営企業法及び新市の規程等により取り扱うものとする。

なお、個別の事業における調整の方針については、原則的に、埼玉県南水道企業団特有の事業は現行のとおりとし、3市と同一又は類似する事業は3市の調整方針を基に合併時までに調整するものとする。

(3) 特別職の身分の取扱い

埼玉県南水道企業団の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

(4) 財産の取扱い

埼玉県南水道企業団の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

24 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。()

25 政令指定都市への移行に関する基本的な事項

新市成立後、新市は上尾市・伊奈町の意向を確認の上、速やかに合併協議を行うものとし、2年以内を目標に政令指定都市を実現する。

() 新市建設計画については、掲載を省略しました。

調 印 書

浦和市、大宮市及び与野市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく浦和市・大宮市・与野市合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成12年9月5日

浦和市長	相川 宗一
大宮市長	新藤 享弘
与野市長	井原 勇

立 会 人

埼玉県知事	土屋 義彦
浦和市・大宮市・与野市 合併協議会会長	石原 信雄
浦和市協議会議長	清宮 義正
浦和市協議会議員	福島 正道
浦和市協議会議員	帆足 興之
浦和市協議会議員	田口 邦雄
大宮市協議会議長	河野 正
大宮市協議会議員	鶴崎 敏康
大宮市協議会議員	芝間 衛
大宮市協議会議員	石塚 眞
与野市協議会議長	黒田 一郎
与野市協議会議員	稲垣 欣和
与野市協議会議員	中村 圭介
与野市協議会議員	嘉藤 信雄
埼玉県副知事	武田 茂夫
埼玉県総合政策部長	青木 信之



署名・押印をする3市市協議会議員（上から浦和市・大宮市・与野市）



第3回浦和市・大宮市・与野市合併協議会を与野市内のホテルで開催し、「財産の取扱い」「条例・規則の取扱い」等11議案を議決しました。

第3回合併協議会

2000.6.29

大宮市の委員が交代

大宮市議会の議長の交代などに伴い、合併協議会の委員と役員の一部変更があり、大宮市議会議長に就任した河野正氏、及び石塚眞氏が新たに委員となりました。なお、河野正氏は、協議会監事に選出されました。

また、協議会委員の交代に伴い、各小委員会の委員も交代となりました。

第4小委員会からの報告

「将来の行政区の区割りのあり方」については、各市の考え方の基本的なところを踏まえながら大体の方向を決めていくこととしました。また、「大宮市及び与野市の現庁舎の活用方法」については、将来の政令市移行後の区割りや区役所機能などを想定しながら、当面の総合支所としてどのように活用していくかという観点から、第4小委員会の中で協議していくこととしました。さらに、「政令市への移行時期」を具体的に想定していく際の諸課題等について調査・検討を進めていくこととしました。

合併協定項目の11議案を議決

合併協議会で協議する25の合併協定項目のうち、「財産の取扱い」など残る11項目について協議が行なわれ原案どおり議決しました。

詳細は、9ページから12ページをご覧ください。

浦和市・大宮市・与野市合併協議会、小委員会委員名簿 (平成12年6月29日現在)

第3小委員会

区分	氏名	役職
与野市	稲垣欣和	委員長
浦和市	福島正道	副委員長
大宮市	河野正	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	石塚眞	委員
与野市	井原勇	委員
	中村圭介	委員
	嘉藤信雄	委員

第1小委員会

区分	氏名	役職
大宮市	鶴崎敏康	委員長
与野市	中村圭介	副委員長
浦和市	清宮義正	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	福島正道	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	河野正	委員
与野市	芝間衛	委員
	井原勇	委員
与野市	黒田一郎	委員

協議会

区分	氏名	役職	
浦和市	行政	相川宗一	副会長
		石関満	委員
		佐藤敏郎	委員
		須藤武	委員
		清宮義正	監事
	議会	福島正道	委員
		帆足興之	委員
		田口邦雄	委員
		新藤享弘	副会長
		内田秀規	委員
大宮市	行政	豊澤信章	委員
		中村正彦	委員
		河野正	監事
		鶴崎敏康	委員
		芝間衛	委員
	議会	石塚眞	委員
		井原勇	副会長
		梅原義一	委員
		田中義政	委員
		寺尾一男	委員
与野市	行政	黒田一郎	監事
		稲垣欣和	委員
		中村圭介	委員
	議会	嘉藤信雄	委員
		石原信雄	会長
		武田茂夫	副会長
学識経験者	青木信之	委員	

第4小委員会

区分	氏名	役職
与野市	井原勇	委員長
浦和市	相川宗一	副委員長
大宮市	新藤享弘	副委員長
埼玉県	青木信之	副委員長
浦和市	清宮義正	委員
	福島正道	委員
	帆足興之	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	河野正	委員
	鶴崎敏康	委員
	芝間衛	委員
	石塚眞	委員
与野市	黒田一郎	委員
	稲垣欣和	委員
	中村圭介	委員
	嘉藤信雄	委員

第2小委員会

区分	氏名	役職
浦和市	帆足興之	委員長
大宮市	芝間衛	副委員長
与野市	黒田一郎	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	清宮義正	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	石塚眞	委員
与野市	井原勇	委員
与野市	嘉藤信雄	委員

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いにつきましては、地方自治法に規定されております一部事務組合や、市の業務と関連があり3市がそれぞれ出資している公社・事業団・第三セクターや、その他行政で構成される組織で行政運営上の一形態として捉えられる協議会の4つに区分しています。

このうち、1の「一部事務組合等の取扱い」についてですが、地方自治法第284条第3項に基づき、平成11年7月に設置されました「彩の国さいたまづくり広域連合」にはこれまでどおりに加入していくこと、また、現在与野市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市に移行した段階で脱会することに加えさせていただきます。なお、新市におきましては、浦和市、大宮市が加入しております「消防団員等公務災害補償等共済基金」に引き続き加入していくこととしています。

また、2の「公社・事業団等の取扱い」は、先の第5回合併推進協議会（平成10年8月）において議決いただいておりますが、その際には調整中とさせていただいております。「土地開発公社」、「都市整備公社」、「土地区画整理協会」、「学校給食協会」につきまして、その後3市間で調整が整い、方針が出されましたので、議案に加えさせていただくとともに、一文で表記してあったものを、わかりやすくするために箇条書きとしました。

その他の事項につきましては、任意の合併推進協議会で議決いただきました内容で取りまとめています。

1 一部事務組合等の取扱い

埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたまづくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。

埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入し

ない。

2 公社・事業団等の取扱い

3市に設置されている公社・事業団等については、次のとおりとする。

- (1) 3市の土地開発公社、(社福)社会福祉協議会、(社団)シルバー人材センターは、それぞれ合併時に再編する。
- (2) 浦和市と大宮市の(社福)社会福祉事業団、(財)土地区画整理協会は、それぞれ合併時に再編する。
- (3) (財)浦和市公園緑地協会、(財)大宮市都市整備公社は、それぞれ合併時に再編する。
- (4) (財)浦和市文化振興事業団と(財)大宮市公立施設管理公社、(財)与野市ふるさと振興機構は、合併後速やかに再編する。
- (5) 浦和市、大宮市の(財)学校給食協会と与野市学校給食会は、合併後速やかに再編する。
- (6) 3市の観光協会については、合併後速やかに再編するよう調整する。
- (7) その他の公社・事業団等については、合併後も現行のとおりとする。

3 第三セクターの取扱い

第三セクターについては、現行のとおりとする。

4 その他協議会等の取扱い

その他協議会等については、合併後、新市において再び加入する(現行のとおりとする)。

ただし、同種の協議会等で国又は県の管轄地域の違いに関するものについては、管轄の見直し後速やかに調整する。

埼玉県南水道企業団の取扱い

埼玉県南水道企業団の取扱いにつきましては、任意の合併推進協議会では同企業団における一般職の職員の身分、事務事業、特別職の身分、財産の4項目に区分し、各々に議決いただきましたが、本合併協議会におきましては、これらを一括し協議いただきました。

上水道事業につきましては、新市が直接行う事業となりますことから、地方自治法に加え地方公営企業法の適用もあり、現在検討されております新市の条例等の規定及び企業管理規程により執り行うことで、基本的にはまとめております。

1 一般職の職員の身分の取扱い

埼玉県南水道企業団の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。引き継いだ職員の身分の取扱いについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び新市の規程

等により取り扱うべく、合併時まで調整するものとする。

2 事務事業の取扱い

埼玉県南水道企業団の行っていた事業を新市が行う際に必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び新市の規程等により取り扱うものとする。

なお、個別の事業における調整の方針については、原則的に、同企業団特有の事業は現行のとおりとし、3市と同一又は類似する事業は3市の調整方針を基に合併時まで調整するものとする。

3 特別職の身分の取扱い

埼玉県南水道企業団の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

4 財産の取扱い

埼玉県南水道企業団の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

るものとする。

19 商工・観光事業の取扱い

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。

同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

20 勤労者・消費者関連事業の取扱い

勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。

21 都市計画事業の取扱い

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。

各種計画は、合併後速やかに策定する。

22 道路事業の取扱い

道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。

23 河川事業の取扱い

河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。

24 住宅事業の取扱い

住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

25 下水道事業の取扱い

下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。

26 学校教育事業の取扱い

学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。

27 社会教育事業の取扱い

社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。

28 その他事務事業の取扱い

その他事務事業については、以下のとおりとする。

- (1) 独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整するものとする。
- (2) 同一又は類似する事務事業については、市民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めるものとする。

組織・機構の取扱いについて

組織・機構の取扱いにつきまして、新市における組織・機構の具体的な編成作業を行うための基本方針を、予め定めておくためのものです。

新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- 1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- 2 簡素で効率的な組織・機構
- 3 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 4 指揮命令系統が明確な組織・機構
- 5 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- 6 新たな行政課題を見据えた組織・機構

条例・規則の取扱いについて

条例・規則の整備につきましては、事務一元化に伴う各種の事務事業の調整結果を踏まえ、根拠法令、準則等に基づき行うこととなります。13年5月1日の合併日に即時施行を必要とする事務事業については、合併時までに策定することとし、合併後に調整を行うこととなった漸次施行の事務事業に必要な条例・規則等については、合併後速やかに策定することとしております。

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等とは、地方公共団体が公益の必要性から、財政的な支援を行うために支出されているもので、その取扱いについては団体運営補助等と事業補助等に区分して協議されました。

特に、補助金につきましては、同一または同種のもの、独自のもの、整理統合できるものの3通りに取りまとめています。

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。

なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

各種事務事業の取扱い

各種事務事業につきましては、各市の総合振興計画や事業計画等に基づく計画的、継続的に行っている事業から窓口業務といった事務にいたる、広範多岐にわたる事業を対象にしています。本合併協議会でも、先例市を参考に、市民生活に直結し、市民サービスに影響を及ぼすものや財政的に影響のあるもの等28の項目に分類し、それぞれの項目毎に取りまとめています。

なお、16番目の「介護保険事業の取扱い」については、任意の合併推進協議会において議決いただきました内容が、介護保険制度導入前に作成したものであることから「制度導入に向け」という文言が入っておりましたので、今回はこの文言を削除しております。

1 情報公開事業の取扱い

情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

市長の資産等の公開については新市において引き続き行う。

2 女性政策事業の取扱い

女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。

女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター（仮称）計画との調整を図り進めるものとする。

3 広報広聴事業の取扱い

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

（1）広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

（2）市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

4 防災事業の取扱い

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

5 市民窓口業務の取扱い

市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。

既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。

6 文化振興事業の取扱い

文化振興事業については、同一又は類似する事業は統合・再編するものとする。

地域の特色ある文化事業については現行のとおりとする。

7 コミュニティ施策の取扱い

コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため新市において引き続き推進するものとする。

8 ごみ処理事業の取扱い

ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進す

るとともに、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。

9 環境対策事業の取扱い

環境対策事業については、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。

公害監視業務については、新市において引き続き実施するものとする。

10 交通対策事業の取扱い

交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。

放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。

11 社会福祉事業の取扱い

社会福祉事業については、地域に格差が生じないように統合又は再編し、充実に努めるものとする。

12 障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。

13 高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。

14 児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。

15 保健・医療事業の取扱い

公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後速やかに再編する。

16 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併までに一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。

17 保健所開設事業の取扱い

保健所開設事業については、新市において速やかに保健所を開設するとともに、それを視野に入れた保健施設整備計画を策定するものとする。

18 農業振興事業の取扱い

農業振興事業については、同一又は類似の事業を統合又は再編するものとする。

基盤整備事業及び農業団体の育成事業については継続す

消防業務の取扱いについて

消防業務につきましては、一般的に常備消防と非常備消防に区分することができることから、任意の合併推進協議会では消防団の取扱いと常備消防の取扱いに分けて、それぞれ議決をいただきましたが、本合併協議会では併せて一議案として議決をいただきました。

消防業務は、市民の生命及び財産を安全に守るという重要な使命を持っており、合併にあたっては、これらの安全確保に支障をきたすことのないよう、業務の一体性を速やかに確立することを原則に、取りまとめました。内容につきましては、任意の合併推進協議会で議決を得たものと同様となっています。

1 消防団の取扱い

消防団については、当面、現行のとおりとする。

ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。

2 常備消防の取扱い

消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。

ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに、新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに新たな計画を策定する。なお、消防計画については、合併後速やかに策定する。

諮問機関の取扱い

諮問機関は、法律や条例により設置され、行政機関の求めに応じて調査、審議等を行い、諮問や答申を行う機関です。しかし、設置目的が同じであっても、所掌事項や委員構成等に違いがあるものや、各市がこれまでの経緯、目的、実績等から独自に設置しているなどの状況があり、それらについて協議しまとめています。

諮問機関については、原則として再編するものとする。

なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。

財産の取扱いについて

3市が合併の前日に所有する財産につきましては、負債を含め、全て新市に引き継がれることが基本となりますが、出資による権利等につきましては、「一部事務組合等の取扱い」等の他の協議事項における調整方針と関連するものがあることなどを勘案し、取り扱うこととしております。

3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

使用料・手数料の取扱いについて

使用料につきましては、地方公共団体は、その所有する財産、または公の施設を使用させる場合には、地方自治法第225条等の規定に基づき、条例でその料金の額及び徴収の方法等を定め、その使用者から使用料を徴収することとなっています。

また、手数料につきましては、地方公共団体が当該団体の事務、またはその機関の委理事務で特定の者のためにするものについては、地方自治法第227条の規定に基づき、手数料を徴収することができることとなっています。

使用料、手数料のいずれも、市民生活に直接影響するものでありますので、その取扱いについては各専門部会において十分に協議を行い、検討した上で取りまとめています。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

(2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業につきましては、地域保健としての性格を有し、3市がそれぞれ被保険者の状況に応じ必要な給付を行っていることを踏まえ、専門部会においても十分な協議を行いました。

国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。

第4回合併協議会

2000.7.21

第4回浦和市・大宮市・与野市合併協議会を開催し、新市建設計画（案）について原案どおり議決しました。

新市建設計画（案）を議決

新市建設計画（案）は、第2回合併協議会での報告の後、その概要版の全戸配布、あるいはホームページへの全文掲載等により多くの市民からご意見・ご要望をいただきました。こうしたご意見、さらには、埼玉県との事前協議での指摘事項を踏まえまとめられた新市建設計画（案）について事務局から報告があり原案どおり議決しました。

なお、議決した新市建設計画（案）は、埼玉県知事に提出し正式協議に入ることとなりました。



平成11年度、12年度（4月のみ）任意協議会事業報告・決算の認定

平成11年度及び平成12年度4月までに任意合併協議会で実施された事業や、決算認定について報告されました。

第5回合併協議会

2000.8.8

第5回浦和市・大宮市・与野市合併協議会を開催し、県知事からの正式協議の回答を受け新市建設計画を策定しました。

第4小委員会からの報告

「将来の行政区の区割りのあり方」については、3市の考え方を早急に意見集約し、その考え方を前提に具体的な調査・検討に入れるよう、さいたま新都心地域の区割りを含め、年内を目標に小委員会として方向付けをしていくこととしました。「大宮市及び与野市の現庁舎の活用方法」については、3市執行部での検討がまとまった段階で、次回小委員会に報告してもらうこととしました。

新市建設計画を策定

第4回合併協議会での議決の後、埼玉県知事との正式協議を行

つてきた新市建設計画については、平成12年8月4日付けで埼玉県より異議のない旨の回答がありました。こうした法的手続きが終了したため協議会として正式に新市建設計画を策定しました。

新市建設計画については、合併協議会日より第1号（7月1日発行）に素案の概要をはさみ込み全戸に配布しました。また、合併協議会のホームページには全文を掲載しておりますので、ご覧ください。

なお、今号では新市建設計画のうち「第5章 新市の施策」について14ページ以降に詳しく掲載しました。

合併協定書（案）を報告

合併協議会で協議・決定した合併協定項目（25項目）を合併協定書（案）としてまとめ協議会に報告されました。

第6回合併協議会

2000.9.5



第6回浦和市・大宮市・与野市合併協議会を開催し、合併協定書を原案どおり決定しました。

合併協定書を議決

合併協定項目（25項目）をまとめた合併協定書を原案どおり決定しました。

合併協定書の詳細は、4ページから7ページをご覧ください。

新市建設計画《新市の施策》

新市の将来像である「21世紀をリードするみどりの広域交流・生活文化都市」を実現するため「広域交流都市の形成」、「持続的活力都市の形成」、「生活文化都市の形成」、「環境共生都市の形成」を基本目標とし、12の基本方針（第1節から第12節）に基づく主要事業を中心に各種の事業を推進していきます。

なお、各施策における事業及び事業費は、平成13年度から平成17年度までの5か年にかかるものです。

第1節 広域交流基盤の整備

（単位：百万円）

事業名	事業費	事業内容
土地区画整理事業の推進	57,062	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部第一土地区画整理事業 ・ 東部第二土地区画整理事業 ・ 大門下野田土地区画整理事業 ・ 東浦和第二土地区画整理事業 ・ 西浦和第一土地区画整理事業 ・ 大間木水深土地区画整理事業 ・ 大門第二土地区画整理事業 ・ 大門上・下野田土地区画整理事業 ・ 内谷・会ノ谷土地区画整理事業 ・ 大谷口・太田窪土地区画整理事業 ・ 上木崎一丁目土地区画整理事業 ・ 北部拠点宮原土地区画整理事業 ・ 大宮西部特定土地区画整理事業 ・ 大宮駅西口第四土地区画整理事業 ・ 土呂農住特定土地区画整理事業 ・ 丸ヶ崎土地区画整理事業 ・ 風渡野南特定土地区画整理事業 ・ 蓮沼下特定土地区画整理事業 ・ 大和田特定土地区画整理事業 ・ 台・一ノ久保特定土地区画整理事業 ・ 島町東部土地区画整理事業 ・ 南中丸山崎土地区画整理事業 ・ 大宮深作土地区画整理事業 ・ 深作西部土地区画整理事業 ・ 南与野駅西口土地区画整理事業 ・ 与野駅西口土地区画整理事業
市街地再開発事業の推進	51,001	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業 ・ 浦和駅西口南地区市街地再開発事業 ・ 武蔵浦和駅周辺市街地再開発事業 ・ 中浦和駅前地区第一種市街地再開発事業 ・ 大宮駅東口第一種市街地再開発事業 ・ 鐘塚地区第一種市街地再開発事業 ・ 与野駅西口寿町地区第一種市街地再開発事業 ・ 与野駅西口旭町地区第一種市街地再開発事業 ・ 後原中央東地区第一種市街地再開発事業 ・ 北与野駅南口西地区第一種市街地再開発事業
さいたま新都心の整備促進	286	高次都市機能を集積した魅力ある新しい都市の形成を図るため、さいたま新都心地区（47.4ha）の基盤整備を促進します。
シティ・エア・ターミナルの整備促進	- （調査研究のため）	国際交流の基盤づくりとして航空旅客のアクセスを確保するため、シティ・エア・ターミナルの整備を促進します。
国際交流センターの整備	3	地域密着型の国際交流センターを、計画的に市内に整備するとともに、将来、新市の国際交流の拠点施設となる国際交流支援センターの整備を進めます。
国際交流協会の設立・支援	284	近年の国際化に対応するとともに、3市合併を機に新市において国際交流事業を効果的かつ積極的に推進するため、現在ある国際交流協会と国際交流実行委員会を母体に新市の国際交流協会を設立し、さらに法人化へ向けた支援を行います。
計	108,636	

第2節 広域交流を推進する仕組みづくり

事業名	事業費	事業内容
国際スポーツイベントの開催支援 (2002W杯等)	278	2001年バスケットボール・ヤングメン世界選手権埼玉大会 2002年ワールドカップサッカー大会 2006年バスケットボール男子世界選手権大会の開催支援
コンベンション事業の推進	25	新市には、「さいたまスーパーアリーナ」や「ソニックシティ」などのコンベンション施設があり、埼玉県を中心として周辺市を含めたコンベンションのPR・誘致・支援などの事業活動を推進します。
商工見本市の開催	151	新市の商業及び工業をPRし、新規市場の開拓を図る機会を提供するための商工見本市《展示会》を開催し、新市商工業の振興を図ります。
地域情報化事業の推進	1,716	行政情報などの電子化を進め、インターネットやイントラネットのネットワーク機能を活用し、市民及び庁内・出先機関等とのネットワークを通じ、情報の共有化や一元化を図るとともに各種システムを構築し、住民への情報提供や利便性の向上を図るなど、市民に向けて、豊かで効率のよい高度な行政サービスを展開します。
新市市民まつりの実施	28	現存する各市のまつり・イベントは、それぞれ歴史的背景や地域的特性を活かし、実施されていますが、さらに、新市民の交流を進めるため、新市市民まつりを実施します。
第59回国民体育大会の開催	984	平成16年開催の埼玉国体を成功させるために、行政と市内の各層が一体となって開催準備を推進します。 ・浦和：サッカー ウェイトリフティング 軟式野球 スポーツ芸術 ・大宮：サッカー 自転車競技 軟式野球 ライフル射撃 高校野球 ・与野：少年少女テニス スポーツ芸術
シティマラソンの開催	52	市民の体力向上と、健康増進及び生涯スポーツ推進を図るとともに、マラソンを通じて国際交流を図ります。
新市名称カップ(サッカー大会)の開催	45	新市をホームグラウンドとするJチームである“浦和レッズ”と“大宮アルディージャ”(連合チームでもよい)と世界各国の強豪クラブチームとの親善試合を合併後毎年定期的に行い、新市における「サッカーのまちづくり推進事業」の一層の推進を図ります。
姉妹・友好都市交流の推進	129	新市においても国内外の姉妹・友好都市交流事業を進めていきます。 【浦和市】 福島県南郷村、メキシコ合衆国トルーカ市、中華人民共和国鄭州市、ニュージーランドハミルトン市、アメリカ合衆国バージニア州リッチモンド市 【大宮市】 福島県館岩村、アメリカ合衆国ペンシルベニア州ピッツバーグ市 【与野市】 新潟県六日町 は友好都市を示す。
生活文化交流施設の整備	18,819	(1)(仮称)西部中核施設 道場地内 ブラザイーストに次ぐ中核施設 (2)浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業で整備計画あり 浦和駅東口 女性センター、図書館、生涯学習支援センターなど (3)(仮称)北部複合公共施設 宮原町地内(北部拠点宮原土地区画整理事業地) 美術館を中心とした市民の学習・文化・芸術・レクリエーション等の活動の場である多機能中核施設 (4)(仮称)鐘塚複合公共施設 桜木町地内 女性センター、公民館、図書館などの機能を導入した施設 (5)(仮称)複合公共施設(鉄道病院跡地) 桜木町地内 芸術文化機能、中央公民館、中央図書館及びホテル、シティ・エア・ターミナルなどの導入を検討している施設

第2節 広域交流を推進する仕組みづくり

事業名	事業費	事業内容
		(6)(仮称)さいたま新都心東西連絡路東側複合公共施設 吉敷町地内 さいたま新都心との緑のネットワーク(氷川参道~)を確保するとともに東西連絡路と一体となった市民との交流施設 (7)馬宮地区複合公共施設(仮称) 西遊馬地内 老人福祉センター、児童センター、地区図書館などを備えた施設 (8)片柳地区複合公共施設(仮称) 片柳地内 片柳地区の活性化及びコミュニティ形成の拠点となる施設 (9)コミュニティ施設 下落合地内(与野駅西口土地区画整理地区・11街区内)は整備場所(予定地) は導入機能等
計	22,227	

第3節 総合交通体系の整備

事業名	事業費	事業内容
浦和インターチェンジのフルインター化の促進		- 東北自動車道浦和インターチェンジに新たな上り線入口及び下り線出口の整備を促進します。(事業主体:日本道路公団)
核都市広域幹線道路の整備促進	6	核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市を環状に結び、県南部を東西に連絡する幹線道路の構想であり、多核多圏域型の都市圏形成にとって不可欠であるとともに、首都圏の交通混雑の緩和に有効な路線としての整備を促進します。
高速埼玉東西連絡道路の整備促進	5	新大宮バイパスからさいたま新都心地区を経て、第2産業道路を結び、新市の東西幹線となる自動車専用道路として整備を促進します。(事業主体:首都高速道路公団)与野市円阿弥~大宮市北袋町~浦和市三浦
高速埼玉中央道路の整備促進	5	新大宮バイパス線に集中する交通の転換、交通渋滞の解消、適正な地域構造の形成及び沿線における生活環境の改善を図るため、浦和市内谷を起点に、与野市、大宮市を経て上尾バイパス(圏央道)を終点とする総延長32.2kmの自動車専用道路として整備を促進します。(事業主体:建設省)
県施行街路事業の整備促進	4,948	県施行街路の整備を促進します。
国際空港へのアクセス強化 (要望活動のため)		- 広域交流拠点としての都市機能等の充実と国際化の進展に合わせ、国際空港へのアクセスのさらなる強化を目的とし、成田空港への直通電車やONライナーなどの運行の促進を図ります。
都市計画道路の整備	23,257	田島大牧線、町谷本太線、大谷場在家線、赤山東線、中央通り線、南大通東線、桜木広路線、西口広路線、東大宮岩槻線、東大宮七里線、東大通線、吉野原今羽線、荒川左岸道路・本町通り線(大谷本郷浦和線)
浦和駅周辺鉄道高架化の整備促進	5,951	都市計画道路田島大牧線の整備を行うにあっては、立体交差築造事業により鉄道を高架化し、道路を平面で整備することで浦和駅東西の市街地再開発事業との一体化を図ります。
埼京線延伸の促進 (要望活動のため)		- J R 高崎線の混雑緩和及び乗換利便の向上を図り、以て輸送力の増強に資するため、埼京線(通勤別線宮原ルート)の宮原方面への延伸を促進します。(事業主体:J R 東日本)
新駅の設置促進	545	市域の均衡ある発展に向けて、区画整理事業等の基盤整備と併せた新駅を設置するなど、新駅の設置による市内交通ネットワーク及び住民の利便性の向上を図ります。

第3節 総合交通体系の整備

事業名	事業費	事業内容
		JR武蔵野線 南浦和駅 - 東浦和駅間 JR川越線 大宮駅 - 日進駅間 JR川越線 日進駅 - 指扇駅間 JR高崎線 宮原駅 - 上尾駅間 東武野田線 七里駅 - 岩槻駅間
埼玉高速鉄道線(地下鉄7号線)延伸の促進	135	地下鉄7号線建設誘致促進期成同盟会に加入するとともに、埼玉高速鉄道線の建設を行う第三セクターである埼玉高速鉄道株式会社へ出資し、浦和美園までの整備を進めており、平成13年春の開業を目指しています。また、運輸政策審議会の答申を踏まえ、浦和美園～岩槻～蓮田ルート of 整備を促進します。
地下鉄6号線延伸の促進	1	県南地下鉄道誘致促進期成同盟会に加入し、要望活動を進めます。
市内循環バスの拡充	494	平成13年度の「乗合バスの受給調整規制廃止」後の動向と3市のバス路線網の状況を勘案し、現在の循環バスを全面的に見直すとともに、全市的視野からルートの増加も含めて検討します。
北浦和バスターミナル整備事業の推進	629	交通渋滞の緩和、商業の活性化を目的とし都市再開発法に基づく再開発の中で北浦和駅東口のバスターミナルの整備を進めます。
駐車場・自転車駐車場の整備	7,083	鉄道事業者等との連携を図りながら、整備を進めます。 ・浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業 ・さいたま新都心駅東口
駐車場案内システムの整備	1	新市の区域に拡大し、システムの導入を進めていくため、駐車場整備計画を策定し、新たな駐車場案内システムを設置します。
新しい交通システムの導入検討	18	新市の均衡ある発展と風格のある自立都市の形成に向け各地域における拠点整備の方針や、既存鉄道網および2015年を目標年次とする運輸政策審議会答申による新線整備計画等をふまえた望ましい鉄・軌道交通網のあり方を調査し、周辺都市との連携、さらには市域内のネットワーク強化に資する新たな交通システムの導入に向けた検討を行います。
東西交通大宮ルートの整備検討 (新しい交通システムの導入検討に含む)	-	平成12年1月27日の運輸政策審議会答申(第18号)に盛り込まれた、大宮～さいたま新都心～埼玉スタジアム2002を結ぶ、東西交通大宮ルートについての整備方策について検討を行うものです。なお、検討に当たっては、「新しい交通システムの導入検討」とあわせて行います。
計	43,078	

第4節 産業の育成

事業名	事業費	事業内容
新たな産業振興ビジョンの策定	12	新市の特徴を生かした産業の育成のため、新市の現状を分析した上で、新市の産業の将来を展望し必要とされる施策を産業界とともに策定します。
産学官連携事業の推進	8	地域社会の主要な構成員である経済、学術、行政がそれぞれの責任と役割のもとで英知を結集しながら、相互に連携して地域の活性化や都市の発展を図っていく必要があるため、産学官連携・協力のもとに調査研究事業を行います。

第4節 産業の育成

事業名	事業費	事業内容
起業家支援事業の推進	1,176	新規開業する中小企業者に対しても融資を行い、新規中小企業の立地促進を図り、新市における中小企業者の振興及び産業の活性化を促します。
盆栽公苑構想の推進	10	世界に誇る「盆栽文化」を支援振興するとともに、盆栽町及び土呂町の一部を含めた盆栽地区を文化・歴史・観光の拠点として整備します。
ファミリー・サポート・センターの充実	48	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織で地域における育児の相互援助活動を行うものです。また、育児だけでなく、家族の介護などにも相互援助の活動範囲の充実を図ります。
シルバー人材センターの充実	-	- 高齢者の就業機会を確保し、労働能力の活用を図ることにより、高齢者の活力ある新しい地域社会づくりを目指すシルバー人材センターの育成を図るための支援を行います。
勤労者福祉サービスセンターの充実	243	市内中小企業に勤務する、勤労者及び事業主の福利厚生の向上を図るため、大宮市のセンターを新市のセンターと位置付け事業拡大を図ります。
労働情報センターの整備	- (調査研究のため)	- 県内職安の求人情報、国、県、その他関係団体の雇用情報、労働相談コーナー、労働関係図書の見学コーナー等を備えた施設整備の検討を進めます。
計	1,497	

第5節 商業・工業・農業の振興

事業名	事業費	事業内容
中心市街地活性化事業の推進	71	中心市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進を図ります。 中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定 TMO機関、中心市街地整備推進機構など推進組織体制の確立 基本計画に即した重点プロジェクトの展開(補助)等
駅周辺市街地再開発構想の推進	4	駅周辺地区の地区再生計画区域内における地元発意による再開発等民間プロジェクトの支援を行います。
国際標準規格(ISO)の資格取得支援	6	中小企業が多様に事業展開をするための要素となるものから、その資格取得に際しての支援を行います。
情報通信産業の育成	625	情報サービス産業の振興を図るため、交流拠点である大宮ソフトウェアセンターをはじめとして、情報通信産業事業者に対して、経営基盤資金の貸付などの支援を行います。
都市農業振興ビジョンの策定	12	新市における農業の現状と課題を総合的かつ長期的観点から考察し、高齢者の健康推進や生きがいづくりにも配慮しつつ、新市の街づくりの基本的理念に基づき、よりよいまちづくりの一環として農業振興を図るため、農業版のマスタープランというべき、「都市農業振興ビジョン」を策定します。
新市ブランド花の創出	1	育種技術やハイテク技術を利用し、花卉新品種の開発を積極的に取り入れ、魅力ある新市ブランド花を創出して、新たな農業経営のありかたに寄与します。
園芸・造園フェアの開催	2	新市における花卉園芸部門を世界にアピールし、花と緑を愛し、育てることを通じて、人々に喜びと感動をあたえ、人々が互いに参加・協力しあう心豊かな地域社会づくりを目指します。

第5節 商業・工業・農業の振興

事業名	事業費	事業内容
都市農業の充実 (直売農業推進事業、農業集落排水の整備、後継者育成事業など)	11	(直売農業推進事業) 新市で策定される「都市農業振興ビジョン」を踏まえ、すでに設置されている直売所の有効利用と設備の充実を図るとともに、新たな直売所の設置や、新たな流通システムの拠点施設を整備するとともに、今後の推進体制を確立します。 (農業集落排水の整備) 農業用排水の水質保全と併せ、農村生活環境の改善に寄与するため、農業集落におけるし尿生活雑排水等の処理をする施設整備を進めます。 (後継者育成事業) 「都市農業振興ビジョン」を踏まえ、食料の安定供給の確保を図り、農業経営の安定に資する目的のため、既存の農業後継者自立経営育成事業の充実と、農業以外からの新規就農者・Uターン就農者などへの支援を行います。
市民農園の整備	7	快適で利便性の高い市民農園を提供し、農業への理解の促進、相互交流による地域農業の活性化及び良好な都市環境の形成に資することを目的とし、市民農園の適正かつ円滑な運営、整備の推進を図ります。
計	739	

第6節 市民に関かれたまちづくりの推進

事業名	事業費	事業内容
情報公開制度の推進	23	情報公開制度の推進を図ります。
国際標準規格の取得 (ISO9000シリーズ)	12	市民の満足度、行政の透明性や説明責任を明確にし、的確に遂行するため、ISOによるマネジメントシステムの構築を目指します。
広報広聴活動の充実 (提案制度の充実、市民意識調査の実施)	40	市民の提案・要望等の市民の声を市政に反映させるため、市民意識調査を実施するとともに、市民の提案のため、提案用紙を公共施設や各駅に置き、随時提案等を受け付けます。また、市民と市長との対談を引き続き実施し、提案制度の充実を図ります。
まちづくりへの住民参加システムの構築	92	住民・企業・行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するため、住民自らがまちづくりを考え、主体的に取り組むことができる総合的なシステムを構築します。
市民活動サポートセンターの整備	- (行政サービスセンターを含む)	市民の自主的な活動を支援することを基本に、情報提供、交流促進と賑わい機能を組み合わせ、ボランティア活動等を総合的に支援する拠点施設として、また、総合行政センターの機能の一つとして位置付け、市民活動サポートセンターを整備します。
計	167	

第7節 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	事業費	事業内容
保健所の開設	4,013	保健・医療・福祉の連携強化及び食品衛生・環境衛生等の市民生活の向上を図るため、保健所を開設します。

第7節 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	事業費	事業内容
保健センターの整備	973	市民に密着したきめ細かな保健サービスを展開するうえで、活動拠点となる保健センターを整備します。
看護婦（士）養成施設の整備	5,827	市民が健康で生きがいをもって、安心して生活できる健康長寿のまちづくりを実現させるうえで、それを支える看護職員の養成確保が急務であるため、看護婦（士）養成施設の整備を進めます。
保健福祉総合計画の策定	23	各種保健・福祉に係る事業を総合的・計画的に進めること、並びにより効果的・効率的な行財政運営を図ることを目的として、保健・福祉行政推進の指針となる総合計画を策定します。 同総合計画においては、現在、また今後の大きな社会的課題である少子・高齢社会に対応する保健・福祉行政の将来の目標を掲げるとともに、社会福祉事業法の改正に基づき市町村にその作成が義務づけられている「地域福祉計画」を包含します。 また、老人保健福祉計画・障害者基本計画・児童育成化計画等の保健・福祉に係る計画は、同総合計画の部門計画とすることにより、部門計画相互の整合性を図ります。
保育所の整備	1,313	保育所の新設や改築などの整備を行います。
児童センターの整備	932	児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするために児童センターを整備します。
児童健全育成事業の推進	26	児童の健全育成のため、家庭児童相談、放課後児童健全育成事業などを実施します。
障害者福祉施設の整備	1,818	障害者の自立と社会参加を支えるため、施設整備を行います。
介護保険関連施設等の整備促進	1,129	介護保険事業を円滑に運営するためには、各種保険給付対象サービスの基盤整備が必要となります。なかでも、居宅サービスの供給拠点施設や施設サービスの供給施設の整備が重要であり、当該事業は、これらの施設の整備を促進します。
高齢者福祉施設の整備・促進	2,360	高齢者の生活支援や生きがいづくりを推進するため、施設を整備するとともに、民間事業者が整備する施設に助成を行います。
消防署・所の整備	4,864	消防力を強化充実させるため、署・所の整備を進めます。
消防緊急情報システムの整備	3,000	都市構造の変化及び高齢化等による災害弱者の増加に伴い、複雑多様化する消防ニーズに対応するため、最新鋭の情報通信技術を集めた総合的な情報システムの構築を行います。
救急高度化事業の推進	438	高規格救急自動車及び高度救命用資機材を整備し、より高度な救急サービスを市民に提供します。
河川改修事業の推進	6,651	<ul style="list-style-type: none"> 合流区域改善事業（笹目川治水対策） 河川改修整備事業（鴻沼川、白神川、新川、滝沼川、宝来川、浅間川、加田屋川、宮前川、指扇辻川） 排水機場の整備（皇山川、油面川）
防災基地の充実・強化	4	大規模災害時の住民の安全確保は最優先課題であり、「新市地域防災計画」の策定後、総合的な調査を実施し、新市の規模に応じた防災基地の計画を策定します。

第7節 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	事業費	事業内容
木造住宅密集地の住環境整備	45	商業地域にもかかわらず低・未利用地が多く、道路等の都市基盤整備の遅れから災害危険性の高い地区において、土地の有効利用、商店街の再生、道路等の整備を推進し、安全・快適なまちづくりを進めます。
計		

第8節 「生きがい」社会の形成

事業名	事業費	事業内容
スポーツ施設の整備	8,622	市民スポーツ活動を支援するため、スポーツ施設、レクリエーション施設を整備します。
サッカーのまちづくり事業の推進	50	浦和レッズ及び大宮アルディージャのホームタウンとして、サッカーを通して新市のイメージアップを推進し青少年の健全育成、地域の活性化を図り、さらに「新市サッカーのまちづくり推進協議会」・「新市ホームタウン推進協議会」を主体とし、サッカーをキーワードとして市民のスポーツ振興を図り、諸事業を展開します。
生きがいづくり事業の推進	312	高齢者や障害者を対象に各種事業（老人クラブ育成、ゲートボール大会、作品展、教養講座及び高齢者大学など）を実施します。
市民大学の充実	36	市民のより専門的な学習要求に応えるために、市民大学を充実します。
市民音楽祭の開催	132	新市において市民の相互理解と協調性を高め、新市を広範にアピールする事業として市民音楽祭を開催します。
美術館の整備	- (整備費は北部複合公共施設に含む)	平成12年4月に開館したうらわ美術館の充実に努めるとともに、北部複合公共施設(仮称)の導入機能の一つとして、新たな美術館の整備を進めます。
鉄道博物館の整備促進	2,100	鉄道のまちとして発展してきた歴史を有し全国有数の交通の要衝地として、積極的な交通博物館の誘導を図り、鉄道のまち大宮を象徴するにふさわしい鉄道博物館の整備を促進します。
ユーモアセンターの整備	90	地域の特色ある文化資源である漫画と漫画の持つ重要な要素である「ユーモア」をもとに、新たな都市文化を創造するとともに、心の豊かさを享受する場と機会を提供することを目的として、美術館機能を有するユーモアセンターの整備を図ります。
文学館の整備	520	女性歌人を中心とした文学資料、情報などを収集・展示する文学館を整備します。また、新市ゆかりの文学者、文学作品に関する資料などについても、収集・展示します。
女性センターの整備	906	新市における男女共同参画社会推進の拠点施設としての女性センターを整備します。女性センターは、1. 情報収集・提供機能 2. 相談・支援機能 3. 学習・研修・人材育成機能 4. 交流・ネットワーク機能 5. 調査研究機能を持ち各種の事業を行います。
計	12,768	

第9節 教育・学習環境の充実

事業名	事業費	事業内容
学校施設の整備・充実	22,446	校舎等の改築、増築等をはじめ、学校施設の整備・充実を図ります。
大規模校の教育環境整備の推進	842	大規模校の教育環境整備を推進します。
地域に開かれた学校運営の推進	33	各学校が地域住民の期待に応え、地域に開かれた学校づくりを推進していくために、学校が保護者や地域住民の意向を把握するとともに、その協力を得て学校運営が行われる仕組みを設けます。
心の教育の推進	86	いじめ、不登校問題は、子供たちの学ぶ喜びや通学する喜びが損なわれていくという点で憂慮すべき問題であり、社会的にもその解消が求められています。また、児童生徒の健全育成をめざし各方面での協力を得ながら推進委員会を組織し、総合的な計画を策定するなど、心の教育を推進します。
教育相談事業の推進	239	各種の教育相談事業を実施します。
情報教育の充実	2,114	児童生徒が教育用コンピュータ及びインターネットを利用できる環境施設整備を進めます。
環境教育の充実	12	児童生徒が、環境を理解し、よりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動が取れるようにするため、環境教育副読本などを作成し、環境教育の充実を図ります。
中高一貫教育の検討	6	中高一貫教育検討委員会を設置し、市立高校を中心に中高一貫教育の可能性について検討します。
図書館の整備	6,837	新設・改修等を進めます。
公民館の整備	1,474	新設・改修等を進めます。
人権教育の推進	148	人権標語の募集、人権作文、人権週間啓発活動等を行います。
計	34,237	

第10節 快適な生活環境の創造

事業名	事業費	事業内容
魅力ある都市景観形成の推進	290	都市景観形成の基本計画を策定し、事業を進めます。
都市公園の整備	6,370	見沼通船堀公園の整備、グリーンパークの整備、西部スポーツ広場（仮称）の整備、七里総合公園の整備、中央公園の整備
新幹線沿線環境空間整備事業の推進	2,950	「環境空間整備計画」を踏まえた新市の土地利用方針を策定し、JR東日本との調整を図りながら、整備を進めます。
リサイクルセンターの整備	506	資源ごみの有効活用を図るため、リサイクルセンターを整備します。 リサイクル対象品目…ビン、カン、繊維、ペットボトル、その他プラ、生ごみ、剪定枝、その他
焼却灰資源化施設の整備	7	環境に負荷の少ない処理を行うため、焼却灰資源化施設として、西部環境センターに続く、新たな施設の整備を検討します。

第10節 快適な生活環境の創造

事業名	事業費	事業内容
公共下水道の整備	70,008	公共下水道の整備・普及を進めます。 公共下水道普及率（平成11年度末現在） （浦和市）77.0%（大宮市）70.1%（与野市）99.5%
上水道施設の整備	-	安全で安定した給水の確保を図るため、上水道施設の整備を進めます。
葬祭施設・墓地・納骨堂の整備	8,509	火葬場・斎場の充実及びサービス面等の充実や新たな墓地の整備を進めます。
行政サービスセンターの整備	27,541	多様な市民ニーズへの対応と地域の均衡ある行政サービスの実現を図るため、行政サービスセンターを整備します。 その導入機能としては、市民活動サポートセンター等をはじめ、市民利用施設の複合施設とします。
計	116,181	

第11節 循環型社会システムの形成

事業名	事業費	事業内容
地域エネルギービジョンの策定及び推進	18	地球温暖化防止のため地域における総合的なエネルギー需給の在り方を示す「地域エネルギービジョン」を策定し、環境にやさしい都市づくりを推進します。
ごみの分別収集、リサイクル活動の推進	50	ごみの減量、分別の徹底、リサイクル推進を目的とした補助事業並びに資源の再商品化事業を推進します。
国際標準規格の取得及び資格取得支援 （ISO14000シリーズ）	34	市の施設において、資格取得を目指すとともに、市内の企業が資格を取得する際に支援を行います。 なお、既に西部環境センターは取得済みであり、平成12年度は、クリーンセンター大崎、クリーンセンター西堀及び環境整備センターが取得予定。さらに、今後も東部環境センター及び南部浄化センターなどについても取得を目指します。
環境共生都市の実現	18	都市行政の分野においても、都市活動の持続的成長を維持しつつ環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティ創出を図った質の高い都市環境を有する都市（環境共生都市）の実現が求められています。 このため、都市環境施策を総合的・体系的に推進するため、既に策定済の大宮市の「都市環境計画」について、新市に適合した見直しと、新たに「エコシティモデル都市」の位置付けを行い、都市環境施策を実施します。
ダイオキシン類対策の推進	1,339	市内の家庭及び事務所から出されるごみの処理に伴う、ダイオキシン類を削減するための施設整備を進めます。
低公害車の導入	185	公用車に天然ガス自動車を中心とする低公害車を率先して導入し、市民、企業へと広く協力を呼びかけます。
ホテルの里の復活	50	三貫清水の湧水復活のため水辺環境の整備を推進し、生物と人間とが共生できる豊かな自然をアピールします。
河川の清流復活事業の推進	120	河川の清流復活を目指し、市民に親しまれる水辺空間の創造に努めます。
計	1,814	